

## 第1回長野県多文化共生推進指針策定検討会議事録

日 時：令和元年6月10日（月）  
時 間：午後1時15分から午後3時15分  
場 所：長野県庁3階 特別会議室

### 1 開 会

○春原企画幹（事務局）

本日はお忙しい中、「長野県多文化共生推進指針改定検討会」にお越しいただきまして、ありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから第1回検討会を開催いたします。司会は事務局であります国際課、春原が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の日程でございますが、お手元に配付してございます次第にしたがいまして進めさせていただきます。終了は3時15分ごろを予定しておりますので、皆様、ご協力をお願いいたします。

それでは初めに、県民文化部長の増田よりごあいさつ申し上げます。

### 2 あいさつ

○増田県民文化部長

皆様こんにちは。改めまして、県民文化部長をやっております増田隆志と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

皆様には日ごろからいろいろな面で、本日のテーマであります多文化共生の推進につきまして、格別のご理解とご協力をいただいておりますことに厚く御礼申し上げます。また、本日は多文化共生推進指針改定検討会ということでお願いを申し上げましたところ、ご多用のところご出席を賜りまして、重ねて御礼申し上げます。どうもありがとうございます。

さて、現在、長野県にお住まいの外国人の方、35,500人くらいというふうに言われておりますけれども、ご案内のとおり、4年連続で増加しているということでございます。

さらに、本年4月の新たな在留資格の創設によりまして、ますます、今後、外国の方が長野県にお住まいになり、増えていくだろうということが考えられます。言ってみれば地域社会にとって非常に大きな転機で、一つの峠を越えて今までとは違う景色が、地域社会がそこにある、そういったタイミングにあるのかなというふうに考えているところでございます。

地域におきまして外国人の方に地域づくりの一端、あるいは大きな事業を担っていただく、そういった社会、今、人口の社会増とか、あるいは交流人口の必要性が言われておりますけれども、外国人の方にも選んでいただけるような地域社会になる必要があるかと言えるかと思えます。

外国人の方にとってみれば、不用なストレスがなくて、地域で安心して生活ができて、力を発揮できて、自己実現ができる社会であってほしいと思いたし、また、地域に、もとよりお住まいの方々にとってみても、外国人の方と不要なストレスがなくて、一緒に地域づくりを進めていく、そういったような社会になっていく必要があるだろうと感じております。そのための環境整備、まさに今、加速していかなければならないタイミングなんだろうというふう

に考えてございます。

そんな状況も踏まえまして、平成27年3月に長野県では、お手元にありますけれども、この長野県多文化共生推進指針というものを策定いたしまして、様々な施策を実施してまいったところなんですけれども、一定の成果は上げられてきたというふうにも考えられますが、その新しい時代に向けては、十分な状況にあるとはとても言えないという状況だというふうに考えているところであります。

そんなことから、4年目を迎えたということもございまして、この本指針の改定を今年度、行いたいと考えているところでございます。皆様にはその検討会の構成員へのご就任をお願いいたしましたところ、ご快諾を賜りまして改めて御礼を申し上げます。

今、申し上げましたように、年度内には改定を行いたいと考えているところでございますけれども、現在、あるいは将来に向けた課題、あるいは県のいろいろな施策の実施状況等を踏まえまして、多文化共生の方向性、あり方等について、ぜひ忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

また、本日はこの議事に先立ちまして、明治大学の山脇先生に「最近の多文化共生にかかる動向について」のご講演をお願いしているところでございます。山脇先生、どうぞよろしく願いいたします。

それでは本日、そしてこの指針の改定につきまして、どうぞよろしく願いいたします。

### 3 会議事項

#### ○春原企画幹（事務局）

ありがとうございました。それでは今後の進め方についてご説明させていただきます。

最初に本検討会は、県の「審議会等の設置及び運営に関する指針」第5審議会等の会議の公開の規定によりまして、公開とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

資料及び議事録につきましては、基本的にはホームページにおきまして公表させていただきます。議事録につきましては、事務局において案を作成し、皆様方にご確認をいただいた後に公表するような手続にさせていただきたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

検討会は全部で4回を予定しております。なお、今後の検討会におきましては、できれば皆様方ご本人にご参加をいただきたいんですけれども、どうしても外せない用務が生じた場合におかれましては、代理の方にご出席いただくということも発生するものと考えております。

会議の公開、代理出席等の取り扱いについては、以上のような方針で進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

#### （1）自己紹介

#### ○春原企画幹（事務局）

それでは議事に入ります前に、初めての検討会となりますので、恐縮ですが、皆様から自己紹介をいただきたいと存じます。

山脇様から名簿順に、お手元のマイクをお使いいただきましてお名前、ご所属など、2分以内でお話いただきますようお願いいたします。

#### ○山脇様

では、私から自己紹介させていただきます。明治大学の山脇と申します。よろしくお願いい

たします。

私は日本の外国人政策に関して、1990年頃から30年近く研究をしてまいりました。特に2000年代以降は自治体における多文化共生に関する研究を進めてまいりました。第1回の長野県の指針の策定の会議にも参加させていただきまして、あれから4年が経ちましたが、今回、新たな指針づくりにもかかわらせていただいて、大変光栄に感じております。

今、部長のお話しにもありましたが、日本は、新たな外国人労働者の受け入れに向けて動き出し、大きな転機を迎えている中、今回の長野県の指針が、そうした日本全体にとっても新しい方向性を示せるような、そうした新しい観点を打ち出すことができればと思っております。よろしく願いいたします。

#### ○水本様

長野県経営者協会の水本でございます。よろしく申し上げます。

私も、前回の指針の時に参加させていただきましたけれども、5年前と随分違っているのは、経営者の皆さん、人手不足ということもありまして外国人に対して非常に関心が高いということで、様変わりではないかという気がしています。

私ども経営者の集まりなものですから、そういった立場からも今回のこの地域づくり、また経営者の意見といたしますか、考えも反映させるようなものに、できるだけ応援していきたいなというふうに思っていますので、ひとつ、よろしく願いいたします。

#### ○飯塚様

長野県医師会の常務理事をしております飯塚康彦と申します。前回の指針の時には、長野県医師会は参加しておりませんでした。今回、参加をさせていただいております。

私、常務理事でいろいろな役をやっておるんですが、外国人の方の、旅行者も含めてですね、医療を担当しておりますので、こちらに参加させていただいております。どうぞよろしく願いいたします。

#### ○前澤様

松本市人権・男女共生課長の前澤と申します。よろしく願いいたします。

松本市で多文化共生事業の担当課ということで、今回、参加をさせていただいております。生活者としての外国人をどのように受け入れるのかというような視点で、今回、いい指針ができればいいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○春原様

こんにちは。公益財団法人長野県国際化協会の副理事長を担当いたします春原直美でございます。

1回目の指針をつくる時にも委員として参加させていただいております。今回、2回目の参加になりますが、よろしく願いいたします。以上です。

#### ○君島様

今日からお世話になります、君島マリクリスと申します。12年前に国際結婚で長野に来ました。日本で生活していく上で必要な知識は、家族や周りの方々とか、あとは日本語教室、また母国語生活相談窓口のような存在がすごく大きな助けになりました。今現在、県庁東庁舎にあります、長野県国際化協会の多文化共生くらしサポーターとして勤務しております。今日はよ

ろしくお願いいたします。

○船橋様

皆さん、こんにちは。国籍はブラジルの船橋辰也と申します。日本へ来て、1990年、平成2年に日本に到着しまして、最初は群馬県の方にいました。1993年に長野県飯田市に住むことになりました。それからいろいろなブラジル関係のボランティア活動、今までやってきました。よろしくお願いいたします。

○佐藤様

信州大学の佐藤と申します。今日は私は信大の立場でもあるんですが、NPO法人中信多文化共生ネットワークという組織の活動の理事長としても伺っていると考えております。そちらの組織の方では、松本で活動してはいるんですけども、長野県の最初の指針の策定のときにも参加させていただき、その後、いろいろな形でかかわってきた中で、今日も新たな指針づくりにいろいろ意見を述べさせていただこうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○根橋様

皆さん、こんにちは。お疲れさまでございます。日本労働組合総連合会、長野県連合会、連合長野の根橋でございます。よろしくお願いいたします。

出身の名のとおり、労働組合の団体でございます。働く皆さんからの労働相談を中心に、この間、取り組みを進めてきておりますが、2015年の検討会にも参画をさせていただきました。

先ほどお話があったように、その間に大きく変わってきたという実感を持ってきております。多言語の対応等も必要になってきておりますし、やはり労働関連法令の問題から、先ほどもお話があったように、生活者の視点の問題、心の健康の問題等々を含めて様々な支援をしてきております。

私どもの1団体の取り組みでは不可能ということで、さまざま連携をしながら取り組みを進めてきておりますので、ぜひこの場でいろいろな連携を深めていければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○市村様

こんにちは。長野市インバウンド・国際室の市村洋と申します。

長野市では現在、約3,900人の在住外国人の方がお住まいになっております。年々、その数はやはり増加しております。特に最近はベトナムの方からの相談が増えているなという印象があります。

現在、長野市では多文化共生の取り組みとして様々な施策を行っております。信州大学の徳井先生のご協力もあり、外国籍児童の夏休み学習支援会の取り組みもその一つです。今後は外国人労働者の増加による社会ニーズの変化に合わせた、施策の構築を検討していくことの必要性があると感じております。

この検討会で、多方面の先生方のご意見をお聞きして勉強させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○林様

皆さん、こんにちは。飯田市男女共同参画課の林と申します。多文化共生係があるんですけども、そこの担当ということになっております。

それから飯田国際交流推進協会という会がありますけれども、こちらの事務局もやっております。飯田国際交流推進協会には、今日お越しの船橋さんも参画をいただいているという状況です。

今回、お声がけいただいた時に、長野まで遠いので、ちょっとお断りをしようかなと思ったんですけども、飯田市だけでできることが限られておりまして、長野県全体でレベルアップする場になっていけたらと思いましたので、参画させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○丸山様

皆さん、こんにちは。私は、安曇野市を拠点に多文化共生活動をしております、安曇野国際化ネットワーク代表の丸山美枝と申します。

このような検討会にお声がけをいただいたんですけども、実は安曇野市にはまだ多文化共生指針というものがありません。ですので、私がどんなお役に立てるのかとと思っているところですが、長野県内の市町村でも、まだこのような指針がないところも多いというお聞きしています。ですので、反対にこのような指針があることによって市民がどのように変わってきたのか、また指針がない市町村にも今後、外国人住民が増加していくことが予想されますが、どうしたら多文化共生の重要性とか、指針の必要性についての理解を得ることができるのかということにも関心があります。

私がこのような活動をして17年になりますが、それなりにスタッフの高齢化も深刻な問題となってきました。継続のために、若い世代に関心を持っていただけるような取り組みを考えていくことも大切だと思っております。何かと教えていただくことが多いと思いますが、どうかよろしくお願いいたします。

○春原企画幹（事務局）

ありがとうございます。今回の改定にあたりまして、皆様のそれぞれのお立場やご視点などから、活発なご意見を賜われますようよろしくお願いいたします。

なお、本日は徳井様、峯村様、佐原様がご欠席ですのでご報告させていただきます。

## （２）座長の選出について

○春原企画幹（事務局）

それではここで、当検討会の座長の選出に入りたいと思います。どなたかご意見はございませんでしょうか。

はい、よろしくお願いいたします。

○春原様

長野県国際化協会の春原でございます。山脇先生に継続して座長をお願いしたいと思っております。

理由は、1回目の何もないところからつくり上げて、私どもを導いてくださいました。その上で2回目の見直し、改定、これも山脇先生にぜひ牽引していただいて、成し遂げたいと思っています。皆さん、いかがでしょうか。

○春原企画幹（事務局）

皆様、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

○出席者一同  
異議なしの声

○春原企画幹（事務局）

それでは、異議なしのお声をいただきましたので、山脇様、座長席にお移りいただきますようお願いいたします。

それでは山脇様、座長就任のごあいさつをお願いいたします。

○山脇座長

前回、5年前にこの指針の策定にかかわらせていただきまして、先ほど申し上げましたが、今回も参加できることを大変光栄に思っております。精一杯頑張りますので、皆様、よろしくをお願いいたします。

### （3）多文化共生の最近の動向について

○春原企画幹（事務局）

ありがとうございました。続きまして、総務省の多文化共生の推進に関する研究会での座長を初め、全国の自治体で指針やプランづくりのご経験が豊富な山脇様に、多文化共生の最近の動向についてご講演いただきたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

### （4）議 事

○春原企画幹（事務局）

ありがとうございました。

それでは、ここから議事に入りたいと思っておりますが、これより進行を山脇座長をお願いいたします。

○山脇座長

それでは、これから議事に入っていきたいと思っております。

本日は第1回目ということで、まず事務局から、「長野県の外国籍県民の現状等について」という資料を用意していただいておりますので、そちらの説明をしていただき、その後、構成員の皆様からご意見をいただきながら、長野県の現指針に対する意見交換を行い、そしてさらに時間の許す限り、指針の見直しの方向性について意見交換を進めることができると考えております。

では、まず事務局からご説明をお願いいたします。

### ア 長野県の外国籍県民の現状等について

○根橋国際課長（事務局）

長野県の国際課長の根橋と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。では、着座にてご説明させていただきます。

まず、皆様のお手元にごございます長野県の現状、「1 外国籍県民の状況」の話でございますけれども、こちらにつきましては基本的には外国籍の皆さん、長野県にどの程度いらっしゃる

のかというデータ集になってございます。ポイントだけかいつまんでご説明をさせていただきます。

1 ページ目でございますけれども、先ほど来、お話がありますとおり、昨年12月末現在の長野県内の外国人の方は35,000人ほどと、県民の約1.7%でございます。ピークは、ここにございます2005年、平成17年の44,000人から減ってきてございまして、下段の表をご覧くださいますと、ブラジル国籍の方が2003年、平成15年の18,000人をピークに、現在、5,000人程度まで減っておりますと、このような状況の中で、減少が続いているというような状況でございます。

なお、現指針がつけられておりました2014年、平成26年でございますけれども、ここ近年で一番最低の29,800人程度でございまして、そこから4年連続で、今現在、外国人の方が増えているような状況でございます。

おめくりをいただきまして、2 ページでございます。都道府県別の外国人住民数の状況はご覧のとおりでございまして、全国17位でございまして、全国と国籍別での比較で、特に長野県にとって特徴的なのは、全国に比べまして、ブラジルの方が中国の方に次いで2番目に多いというような状況、これが当県の特徴でございます。特に製造業が盛んな長野県でございますので、全国の中で特に茨城、群馬、栃木というような北関東、こちらの方も製造業が盛んな地域でございまして、こちらのほうもブラジル人の方が非常に多いという特徴があります。

続きまして3 ページでございます。広域の状況でございますけれども、ご覧のとおり上田地域、松本地域、長野地域、上伊那地域という順番で、広域では外国の方が多いというような状況になっております。

特徴といたしましては、やはりブラジル国籍の方が多いのは上伊那、ブラジル国籍の方の30%以上が上伊那に在住をされていると、これもやはり製造業が特に発展している上伊那地域というようなことから、こういった形が出ているのかなというふうに考えております。

おめくりをいただきまして、4 ページでございます。在留資格別でございますけれども、これにつきましても全国との比較をさせていただきますと、私ども長野県では永住者、定住者といった方々が約5割ということで、多くを占めているというような状況が特徴として挙げられると思います。

続きまして5 ページでございますけれども、こちらは暦年でどのような状況かというような状況を示させていただいておりますが、定住者につきましては、平成22年の6,000人から徐々に減ってきておりまして、ほかのところ、永住者等については漸増の状況、ほかのところ、技能実習につきましても非常に、22年に比べれば2倍増というような状況、この辺が特徴でございますし、あと国籍で申し上げますと、やはりベトナムの方が技能実習では、平成22年160人が2,500人と非常に増えていると。また、留学につきましても、ベトナムの方が非常に増えているような状況といったところが、特徴として挙げられるかと思えます。

続きまして、おめくりをいただきまして、7 ページをご覧くださいたいと思えます。市町村別の外国住民数、及び総人口に占める割合でございます。

トップ10はこのように上田、松本、長野、飯田、伊那というような形になっておりまして、総人口に占める割合のところ、特徴的などころだけご説明を申し上げますと、10番目の白馬村が非常に多く10.28%、1割を超える外国籍の方がいらっしゃるような状況、これは特にオーストラリア、英国等からのスキーの宿泊業の関係ですとか、そういった観光関係の方が非常に多くお住まいになっておられるというような状況がほとんどと思えます。

また12位の箕輪町、22位の坂城町、26位の宮田村、これも3%を超える外国籍の方がいらっしゃいますけれども、非常に製造業がそれぞれ盛んな地域でございます。

また32位の野沢温泉村、36位小谷村、この辺、5%、4%というのは、おそらく観光という

ようなことなのかというふうに推察しているところです。

また33位、39位、南牧村、川上村、これもそれぞれ5%、3.29%と非常に多くなっておりま  
すけれども、これについてはおそらく八ヶ岳の高原野菜、農業関係の方というようなことで察  
するべきと思っておるところでございます。

おめくりをいただきまして、8ページでございます。これは労働局の方でお出しをいただ  
いている資料でございますけれども、平成30年10月末の外国人の皆様方の雇用状況の関係の資料  
でございます。時点は30年12月と若干違いますけれども、35,000人のうち17,923名が外国人労  
働者ということで働いておられるということで、ここ数年、過去最高を更新している状況とい  
うことで、9ページをご覧いただきますと、4年連続での過去最高を更新したというふうに出  
ております。

これにつきましても、8ページの下の方の中にご覧いただけます届け出状況のポイントをご覧  
いただきますと、中国籍、またベトナムの方、フィリピンの方、ブラジルの方、ベトナムの方  
という形になっているということでございます。

最後でございます。19ページをご覧いただきたいと思います。私ども長野県の総人口の状  
況だけご説明して、最後とさせていただきます。

図の4をご覧いただきたいと思いますが、長野県の人口は2000年の221万5,000人をピー  
クに減少を続けております。現在、本年5月1日現在の人口推計は205万人程度となってお  
りまして、このような形で減少していると。実線のところは一定の少子化対策を打っていった  
場合、このような形で2060年の160万、それ以降は約150万人程度で定常化するような状況、何  
も手を打たないということになると、このように非常に厳しい状況が続いていくというような  
推計をさせていただきまして、この推計をもとに、昨年、私どもの5か年計画、総合計画、し  
あわせ信州創造プラン2.0というのを策定をさせていただいて、各種、事業を実施をしている  
ところということでございます。説明は以上でございます。

#### ○山脇座長

どうもありがとうございました。ただいまの資料の説明に関しまして、もし何かご質問があ  
れば挙手をお願いいたします。

#### ○飯塚様

長野県医師会の飯塚でございますが、ちょっと教えていただきたいんですけども、労働局  
の資料を見ていただきたいんですが、9ページの事業所の状況で、外国人の方々を雇用してい  
るところは3,445カ所とありますけれども、長野県の事業所数、おおよそどれくらいあるか、お  
わかりになりましたら教えていただきたいと思いますが。

#### ○根橋国際課長（事務局）

申し訳ございません、今、手元にこの関係の資料がございませんで、ただこれは、実は外国  
人労働者を雇った事業所は、必ず届け出なければいけないという義務化をされておりますので、  
恐縮でございますが、総数は、ちょっと私どもすぐは出てまいりませんが、今後、この事業所  
数が、長野県内で外国人を雇用している事業所の総数であるということは確かでございます。  
また、追って調べさせていただいて、確認させていただきます。

#### ○根橋様

民間では、確か107,000事業所位です。



○山脇座長

10万だと3%、4%位ですか。

○飯塚様

そんなに多くないという感じがしたものですから。

○山脇座長

もっと多いのではないかと思います。

○飯塚様

もう一つは、先ほども出ていた30人未満の事業所が多いと、隣の下に書いてありますけれども、やはり長野県は、そこがすごく、事業所が圧倒的に多いので、そういうところにいる人達を把握するとなると、我々、医療者が健康状態を把握したりするのに非常に難しいということです。そういうことでお聞きしたんですが、もし、わかったら教えてください。

○山脇座長

ありがとうございます。ほかの方はいかがでしょうか、こちらの資料に関しまして、何か、ご確認したい点があれば挙手をお願いいたします。ございませんか、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

## イ 長野県の現指針に対する意見交換

○山脇座長

では、続いて議事の2ですね、長野県の現指針に対する意見交換に入りたいと思います。初めに事務局より、資料のご説明をお願いいたします。

○根橋国際課長（事務局）

よろしくお願ひいたします。それでは、「長野県多文化共生推進指針の改定について」という資料をご覧をいただきたいと思ひます。

おめくりをいただきまして、A3の綴じ込みの資料がございます。これが現在の指針の概要を示させていたひているものでございます。

基本的には、基本的事項にござひますとおひ、この時点においては長野県において指針という、この多文化共生に関する道しるべとなるようなこういつた指針はござひませんで、山脇先生を座長とする委員会の中でご検討いたひだひて、新たに指針を策定をさせたいだひたというような状況でござひました。

その中でも、ここにありまひすように、2019年度を目途に見直しを行いまひしようということがこの中でも既にお話しをさせたいだひておりまひして、現在に至っているというような状況でござひます。

現状と課題、当時の現状でござひますけれども、先ほどご説明しまひましたとおひ、近年の中で一番最低の29,800人弱というような状況が外国の方の状況でござひまして、国籍別では中国、ブラジル、韓国、朝鮮、フィリピン、タイの順であつたと。今、現状はこれがちょっと若干変わつておりまひして、フィリピン、タイという順番から、フィリピン、ベトナム、タイというよ

うな順位、2017年以降、ベトナムの方が増えて、この中に入ってきているような状況がございます。

あと日本語、労働、地域、災害等についてはこういったようなアンケートの結果が出ておりまして、こんな現状があると。現在、この関係につきましては、同じアンケートを私どもで、今、実施をさせていただいております。これにつきましては次回、または次回までにアンケート結果を取りまとめて、皆様方に現状についてのご説明をさせていただきたいと思っております。

また、下から2番目の意識のところでございますけれども、当時は県政モニターアンケートを実施しておりまして、県民の約70%、67%の程度の方が外国人と暮らす社会は望ましいというふうに回答をしていたというような状況がございました。

これにつきましては定点調査を、定点観測をさせていただいております。2018年、平成30年9月に同じ調査をさせていただきましたところ、今、現状では75.4%の方がこのような社会、暮らす社会が望ましいと回答しているような状況でございます。

このような現状と課題の中で、右のページにご覧のと通りの基本目標、国籍や文化の違いを尊重し合い、誰もが参加し、協働して、多様性を活かした豊かな地域を創造しますと、これを基本目標といたしまして、3つの柱を基にさまざまな事業を実施をしようということで、施策を構築させていただいたのが現在の推進指針の概要でございます。

特に施策の柱の中に重点というふうに書かせていただいております。下のところ、下段に重点事業でございますけれども、多文化共生の意識づくり、次世代の育成及び日本語学習の支援、この3つについて特に重点的に取り組んでいこうということが、現指針の中でうたわれているところだというふうに認識をしておるところでございます。

1枚おめくりをいただきまして、現在の指針の推進の状況でございます。令和元年度において、県の多文化共生にかかる施策につきまして取りまとめをさせていただきましたけれども、この中で、今、申し上げました重点の事業の状況についてのみ、ご説明をさせていただきます。

3ページでございますけれども、多文化共生推進月間の実施でございます。これは現指針をもとに、平成27年から7月を長野県における多文化共生推進月間といたしまして、様々な啓発事業を実施してきたところでございます。

座長の後ろのところに飾らせていただいておりますけれども、このポスターが平成28年、29年、30年ということで、それぞれ作成をいたしまして県内市町村、また連携協定を結んでおりますイオンの各種店舗、また職安ですとか年金関係の事務所、商工関係の団体、また日本語教室の皆様方にもお配りをして、啓発に努めさせていただきました。

特に昨年からは県内の専門学校、デザインの関係の専門学校の皆様方と連携をいたしまして、専門学校の生徒さんにデザインをお願いをして、その中から優秀作品をこのポスターに抽出させていただいております。

本年度も7月の推進月間に向けまして、岡正子先生の岡学園と提携をしまして、現在、デザインを策定をさせていただいております。7月前には市町村の皆様、関係する皆様のお配りをさせていただいて、啓発に努めたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、おめくりをいただきまして4ページでございます。次世代の育成のところでございますけれども、ペーパーを使いましてご説明をさせていただきます。

1つ目の多国籍児童修学支援プロジェクト推進事業でございますけれども、9ページを、恐縮でございますが、お開きをいただきたいと思います。

特に外国籍児童の修学支援事業（サンタ・プロジェクト）といたしまして、県民の皆様、企業の皆様、行政の三者が協働いたしまして、経済的に恵まれない外国籍児童生徒の方への援助

等を行う事業を実施をしているところでございます。

内容でございますけれども、ここに書いてございまして就学支援金の援助、また、母国語教室の整備の助成、教科書の購入等々の事業を実施をさせていただいております。

今回、特につけておりませんが、私どもの方で推計をさせていただいておりますけれども、平成30年の現在において、就学状況が不明だという児童・生徒数、これは当然のことながら、調査時点に差がございますので、確実にこの数というふうには申し上げられませんが、大体150人から180人程度の方が、現時点でも就学がわからない状況になっているのが実態として出ているということがございまして、これからこういった外国籍の方への就学支援というのが非常に重要だというふうに考えているところでございます。

お戻りをいただきまして、5ページでございます。これは重点事業として掲げさせていただきました日本語学習の支援でございますけれども、これも別ペーパーでご説明をさせていただきます。18ページをご覧いただきたいと思っております。

現在、今回の検討会にご参加をいただきました、信州大学の佐藤先生にもご参加をいただいております「日本語学習支援者養成・研修カリキュラム開発事業」というのを平成30年、昨年から実施をさせていただいているところでございます。

これにつきましては、外国人の方の日本語コミュニケーション能力を高めるために、日本語学習支援の一定の能力を備えました日本語学習支援者、私ども日本語交流員というふうに申し上げておりますけれども、この日本語交流員の養成をするために、そのための研修カリキュラムですとか、研修の教材を作成をいたしまして、その研修のカリキュラムと教材に基づきまして、日本語交流員の養成をする研修会を実施するというような事業でございます。

平成30年に一連の事業を実施いたしまして、今年度は昨年の反省を踏まえまして、カリキュラム及び教材の反省点を踏まえたさらなるバージョンアップを図るとともに、それに基づいて新たな日本語交流員を研修をして養成をします。さらには、昨年、日本語交流員として養成をさせていただいた方のバージョンアップをするためのステップアップの研修、これのための教材とカリキュラムを策定をして、そのための研修をまた実施をする、そういった一連の中で、今年度実施する予定としております。

今年度につきましても、今年度事業についての反省を実施をいたしまして、それを次年度にさらにつなげていくというような形で、3年度継続で、日本語交流員というものをぜひ養成をしていき、地域における外国人と地域をつなぐ役割を担う、また日本語学習、日本語教室に外国人の方を繋げる役割を担う、そういった日本語交流員を多数養成をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、今まで推進してきた実施の状況をご説明させていただきました。この状況につきまして、これについての課題というようなものもまとめさせていただいております。21ページをご覧をいただきたいと思っております。

多文化共生の意識づくりでございます。先ほど来、申し上げましたとおり、ポスターを配布したり、また横断幕を提示したりというような事業を実施をさせていただいたところでございますけれども、先ほど県民文化部長の増田からも申し上げましたとおり、県民の意識がそれによって、これだけで多文化共生についての意識づけがなされているかということ、はなはだ心もとない状況にあるというふうに反省をしているところでございます。

今回、今後も外国人の方の増加の見込みがある状況の中では、さらなる取り組みが求められてくると思っております。今日も報道の方がたくさん来ておられますので、マスコミの皆様方のご協力を得ながら、県民の皆様にご覧いただいた多文化共生の活動、そういった意識の醸成をするような活動を、これからも継続して実施していく必要があるというふうに考えているとこ

ろでございます。

また、多様性を地域の活力に取り入れる取り組みの状況でございます。先ほどサンタプロジェクトもご説明させていただきました。これにつきましては非常に財源が脆弱でございます、数年後には枯渇するというような可能性すら見えてきているという状況でございます。

これもやはり県民の皆様、企業の皆様方のご協力があるサンタプロジェクトでございます。寄附金等を活用しての事業でございます。やはり県民の皆様方の意識をつくる中で、こういった事業にもそういった財源、そういったお金が集まってくるような仕組み、そういった長野県にしていく、そういったための啓発活動というのが非常に重要であろうというふうに思っているところでございます。

続きまして、22ページでございます。次世代の育成のところでございますけれども、確かに、今も学校では国の関係で教員の加配ですとか、日本語教室の設置、そういったことをやっておりますけれども、まだまだ日本語教室等を設置していない学校がございまして、やはり児童・生徒への指導が不十分な状況、これもあるというのは事実でございます。

また、外国籍県民の自助・共助活動の推進の中で、特に災害及び医療につきましては、外国人の方、非常に心配に思われているところかと思っておりますけれども、私ども災害につきましては、災害のキーパーソンの養成のための研修ですとかも実施をしておりますし、災害時の多言語での支援センターというような設置訓練というの、市町村と協働で実施をさせていただいているところでございますけれども、まだまだ道半ばというところでございます。

また医療通訳につきましても、医療通訳養成のための講座等を飯田市、長野市で、昨年、一昨年まで実施をさせていただきまして養成に努めておりますけれども、全てが解決されている状況までは行っていないというのが現状でございます。

また、続きまして23ページでございます。生活支援のところでございます。こちらのところには、今、長野県国際化協会に、外国籍県民の様々な生活相談に5言語で対応する相談員を配置をさせていただいている状況でございますけれども、今回は国の総合的対応等も活用させていただきまして、ぜひ、さらなる強化をしていければというふうに考えておるところでございます。

一応、今回の現指針における事業の実施状況及び課題等の関係等につきまして、事務局からは以上でございます。よろしく願いいたします。

#### ○山脇座長

どうもありがとうございました。それでは、ただいまご提供、ご説明いただいた資料も参考にしつつ、現在の指針、そして指針に基づいてこれまで行われてきた取り組みに関しまして、皆様と意見交換を進めて行きたいと思っております。いかがでしょうか。

今回、船橋様から資料の用意をいただいていると思っておりますけれども、よろしければ船橋様からお話いただけますか、いかがでしょうか。

#### ○船橋様

さっき紹介のように、私、日本に着いた平成2年から・・・さっき言いましたが、平成2年に着きまして、やっぱり日系なんだけれど、言葉は、コミュニケーションは全くできなかったんですね。ただ書類の中では私は二世なんですよ。ただ、その流れでいくと、うちの父と母がブラジルで生まれたんですけれども、ただ、母が二重国籍でありまして、そうしたら書類の中は二世ですね。やっぱり私が今までやってきたことを少し紹介したいと思っています。

飯田市に着いたときに、やっぱりその近所とか、お年寄りの方、ブラジルのこと、ほとんど

知らなかったんですね。そうしたら、この日系だから日本人の顔をしているとか、でも言葉があまりできないとか、いろいろな悲しい経験もありました。

そうしたら、29年前にその定住者によるビザができることになりました。だから、最初のその日本人配偶者とのビザを取った人を、私は先輩としていました。

そこから先輩の人がいなく、自分の生活した上でその経験、いろいろなことができました。そうしたらやっぱり先輩として、飯田へ行ったときに、今度は先輩として新しい人たちにいろいろなことを教えるといいんじゃないかなと思ってやってきました。

ちょっと、今、インターネット、ネットワーク等を使って、今、私、フェイスブックというところに、4、5カ所のブラジル人、日系関係を面倒見ているんです。そうしたら、一番多く入っている日系の人たち、28,500人位いるんですね。結構大きな人数、それは全国、その仕事募集というグループをつくったんです。そうしたら、そこに入って企業さんを募集したりとか、人を探している、いろいろな情報交換をつくったんですね。そうしたら、2～3カ月前に20人、毎日入るんですよ、2～30人が、そうしたら、1カ月前からびっくりして100人以上、毎日入るんです。仕事の状況が何かおかしくなってきたのではないかというアンケートをつくりました。

1週間前から毎日、一つを出したんですけれども、その参加者の人数がどんどんどんどん落ちているんですけれども、最初のその数字は皆さんの手元にあると思いますので、これを見ながらちょっと話したいと思います。

日本に暮らしている年数ですね、やっぱり10年以上の方が多いです。私、19歳の時から来たんですけれども、今週、49歳になります。だから、40歳で来た人間は、今、もう本当に、悲しいけれども高齢者の社会に入ってきました。そういうところもいっぱいいると思います。

2番目のところは仕事、勤めている年数ですね。5年以上は本当に少ないです。5%。1～5年ですね、一番多いのは46%ですね、1年に満たない人は23%、無職で仕事のない方、25%で、とても大きいです。ただ、これを見ると多分、40、50代の方がこういう時代に入ってきたのではないかなと思いますね。これ参加者が297人です。

次は、これは、正直、使えないと思うんですが、ちょっと1日だけ置いていたんですけれども、100人しか参加の人がなかったんですけれども、これを見ると、やっぱり66歳以上の方が、1%しか書いていないんですけれども、これよく考えたら、その人達は、多分、インターネットは触らないから、この数字なんですけれども。

あと日本語の、その日本語関係ですね。私のような、N2というところに入っているんですけれども、N1というところは、これは日本で高校の勉強をしたりとか、書く、読むことはできるんですけれども、私、そこまではちょっと、悲しいけれどもまだそこまではできません。

そうしたら、やっぱりこういう分け方でいくと、やっぱり何というんですか、私、いつも言うんですけれども、私たちブラジル、南米の方の流れでいくと、やっぱり昔に戻ると、日本人が移民された時代と同じような流れで行くと思います。だって、60年、70年、ブラジルに住んでいて、ポルトガル語覚えてなかったですね。だから私も、一人前にはならないんですけれども、ただ、その子ども達、次の時代は一人前になると思います。

というのは、飯田市の中で2カ所、女子高ですね、生徒たち、ブラジル人、委員会へ行ったんですよ。そうしたら中学も一人、男の子が生徒会長。だから、その時代が出てくるんです。だから、日本語半端の人間ではなくて、次の時代はきちんとした人が出てくるのではないかと思います。

結構これを見ると、やっぱり日本の学校、ブラジル人学校もちゃんと行っていると思います。飯田市でも、もう8～9人ぐらいは大学卒業で、大学まで行くのがいると思います。

それで最後のページは、これ、またリーマンショックの時は、この数字は全然違ったと思う

んですけれども、リーマンショックを過ぎてからはっきり永住する方が出てきました。だから38%、「いつか帰る予定」は32%、この「まだわからない」は、私はほとんど永住する人たちと思います。紹介しました。よろしくお願いします。

○山脇座長

貴重なデータを教えていただき、ありがとうございました。

それでは、今回、初めての会議ですので、できるだけ、本日はらしていただいた皆さん全員にご意見をいただきたいと思っておりますので、恐縮ですが、お一人、2分以内ぐらいでご発言をいただければと思います。

現在の指針、そしてその指針のもとに進められてきたこれまでの施策に関して、率直なご意見いただきたいと思っております。よろしければ、ではどうぞ。

○根橋様

すみません、口火を切らせていただきます。様々ご説明いただきましたし、2015年の指針づくりに参画をさせていただいた責任もあり、この指針に沿った取り組みを進めてきました。ただ、実態を見ると、本当に住民の皆さんの多文化共生の意識が進んだのかという実態ですとか、労働現場でも人権尊重、また、労働関係法令を遵守した労働がされているのかという課題からすると、やはりまだまだ、当時よりは、改善したというよりも、新しい問題も含めて、様々な課題が浮き彫りになってきているという実態があります。

そういった意味からいくと、県民の皆さんをはじめ、外国籍の住民の皆さんから声を聞く仕組みづくりを、今後、どう構築していくかということが必要だと思っています。今、私たちもいろいろな支援機関と連携をしています。県内では、本当に多くの皆さんが、外国籍の住民の方、労働者の方に向けて様々な支援活動をやっているんですが、そういった支援組織の皆さんと、話をすると一番課題が見えてくるという点もあります。そういった課題の吸い上げ等々、今後、どういった仕組みで推進していくかということを確認していかないと、指針でただ目標施策だけを示して、こういうことをやっているよだけ、だけで終わってしまい実効性ある取り組みにつながらない気がします。

ですので、これまでの課題とその吸い上げと、これからの具体的な取り組みという視点からいくと、さまざまな課題を挙げていただいているなかで、各自治体での共生施策につなげるような取り組みが必要であると考えます。県の多文化共生指針を各自治体の取り組みにどうつなげていくのかという視点ですとか、この取り組みの財源という課題、いろいろな団体に聞くと、その事業にかかる財源という点が課題になってきますので、多文化共生推進にかかる社会的なコストも明確化をしながら、国・県、それぞれの取り組み主体となる、事業者の役割分担といった施策も必要になろうかなと思っています。

労働の現場でも、本当にいろいろな問題が出てきております。私ども全国組織ですので、長野県で働いて、過酷な労働を強いられたのでこちらの県に逃げてきているという深刻な相談も全国から、寄せられています。

そういったものからいうと、この審議会にあたって、まず課題をこう浮き彫りにするような取り組みも必要なのではないかなと思っています。以上です。

○山脇座長

ありがとうございました。前半でおっしゃったのは、外国人住民の声を聞く、そういう仕組みづくりが必要ではないかというご指摘でよかったですでしょうか。

○根橋様

はい。

○山脇座長

ありがとうございました。続いていかがでしょうか。どなたでも。はい、どうぞ。

○水本様

また、春原さんの方からもお話しあるかと思えますけれども、このサンタ・プロジェクトですとか、アンピの関係で国際化協会で、やはり資金が不足し、基金を取り崩さなきゃいけないというような状況になりまして、会員を増やそうということで、会長さん、理事さんが、今、一生懸命やられているんですけども、企業の方も、いろいろなところから寄付の要請があったりしまして、昔に比べれば、やはり寄付というものも社会的責任というような部分もありまして、盛んにもなってきていますけれども、企業の方も結構、厳しいかなというふうに思っています。

それからもう一つなんですけれども、地域最低賃金、これが都市部と地方では随分格差があるというようなことで、今、国会の先生を中心に、全国一律にしようというような動きがあります。これを一律にされますと、県内の中小企業、地方の中小企業、非常に影響を受けますので、この動向も少し、しっかり見守っていききたいなというふうに、今、考えております。以上です。

○山脇座長

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○船橋様

せっかくこの機会に参加できて、ありがとうございました。私も外国人として、やっぱりブラジル人の年が、どんどん高くなりました。やっぱり、私、思うには、コミュニケーションもそうなんだけど、これからの生活はどうしたらいいでしょう、とずっと思いながら、農業ですね。日本の人口調査、農業関係で見ると、5年おきで、大体、20~30万人ぐらい減ると思います。だから、ブラジルの方もこれから、こういう50代・60代になった人間は、普通の製造工場があまり使ってくれないと思いますね。これ、ブラジル人だけではないんですけど。

やっぱりこういう農業、乗れるような道があれば未来が変わると思いますね。これは、日本のためにもなるし、私達のためにもなるのではないかと、私は思いますね。

○山脇座長

ありがとうございました。今、おっしゃったのは、農業分野で外国人の人達がもっと働けるようにしたほうがよいということによろしいですか。

○船橋様

そうですね、私、思うのは、勤めるのではなくて、一般農家、そのやっぱり、近所を見ると、下伊那、まさに信州は結構有名、果物おいしい。野菜、おいしい果物、つくっているのではないですか。地区では、果樹は全部切っているんですよ。続ける人がいないからね。やっぱり私たち、こういう、乗れるようなチャンス、可能性、代わりにできれば、何というんですか、

幸せになれるですか。私も手伝ったんですけど、年配の人、果樹を切って、泣いているんですよ。だから私たち、もう50・60代になるとやっぱり、あと10年・20年くらい続けば、いいことではないかと思うんですね。ブラジルでは、小さい頃聞いたんですね。おなかがすいたときに魚をあげる、魚を食べる、おしまいですね。その魚、釣り方、どの道があれば自分で、自分の頑張り、自分の力で生活できる、道、そういう通れるような道があれば、一生懸命みんなやるんじゃないかなと思いますね、はい。

○山脇座長

どうもありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○市村様

すみません、前回の指針づくりのときには、私、いなかったんですけども、今、見させていただく中で、外国籍住民の方への支援というのは、ある程度こう飛躍しているというか、今度、改定するときもできるのではないかなと思うんですが。やはり、そこを受け入れる企業側、もしくは学校側の意識啓発が、土壌がしっかりしてないと、そこがバランスよく啓発をしていかないと、かみ合っていないんじゃないかなと思います。

実際に、ちょっといいか悪いかあれなんですけど、長野市の方で、日本語学習教室の初級・中級編みたいなのをやっているんですが、企業側から行けって言われたので来ましたみたいな人も実はいます。

企業側も、その学習支援だとか、生活支援というのを、人ごとじゃなくて、もっと自分達でやるんだという意識と、あと学校側方もそういった在留外国人の、言葉がうまく使えない生徒たちに対しての理解とか、やっぱりそこでいう共生の教育というのが、これからうんとかみ合っていない方向に行くには必要じゃないかなと私は思います。以上です。

○山脇座長

今、最後におっしゃったのは、学校教員の意識ということでしょうか。

○市村様

教員と、あとそれを一緒にやる生徒たちの受け入れもです。

○山脇座長

生徒も。

○市村様

はい。生徒も考え、自然と一緒に、お互いに認め合ってやっていこうという意識づくりですね。

○山脇座長

ありがとうございました。では、佐藤様。

○佐藤様

信州大学の佐藤です。今、お話しありました点、非常に大事だと思います。

今回の資料の長野県多文化共生推進指針の改定の3ページのほうでも、多文化共生の意識の



意識づくり（重点）の、【7】「学校人権教育推進事業」っていうものが行われてはきているんですが、これによって、本当の意味で校長、もしくは教頭クラスの意識、そして一般の教員の意識、また、何より大事なのが、日本の普通の子どもたち、日本人の子どもたちが外国の子どもたちと一緒にいる意味で、今、先生からお話もありました、やっぱりグローバル化の重要なキーとして、これらの子どもたちを生かすどころか、本当に残念ながらドロップアウト、そして夜の世界の方に流してしまっている、そういった実態はずっと変わっていないと。これは、最初の指針ができてから現在も変わっていません。

また、今回のものを改めてずっと見ていたんですけど、やはり、今回、飯塚様に参加していただいているが、医療に関してより深刻度が増していると思います。

これも資料7ページのほうで、ちょうど真ん中です。【70】「救急緊急医療費損失補てん事業」、この点、本当に昔から病院様に大変なご負担をかけてきて、外国由来の人が緊急治療、そして緊急手術、そしてお金は払えない。そういったものが、予算面含めて十分に行われていない限り、医療通訳の前に、もう本当に病院の方が破綻をしてしまうというふうな、大変な問題も既に見えてきています。

また、先ほどから話がありましたが、やはり日本の人の多文化共生の意識、そういったものは、いろいろな点で、私たち、中信多文化共生ネットワークという組織で10年以上活動してきて、やはり思うのは、国の動きとして多文化共生の基本法、提出されている日本語教育推進基本法ではなく、先ほど先生が触れたステップアップ、ステップとして、本当の意味での基本法整備というものが大事なんじゃないか。

私、第1次指針にもかかわったんですが、今回の第2次指針の中では長野県、一つの行政には過ぎないとはいえ、やはり長野県としてもこの国に向けた、一つ大きな声を上げる場として、もう国としての基本法整備、それをこの指針の中で訴えていくのはどうかなというふうに考えています。以上、長くなりました。

#### ○山脇座長

どうもありがとうございました。ほかの方、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

#### ○春原様

皆さんの言うように、私も啓蒙活動、これをもっと平たくというか、広い地域でやっていく必要があると思っています。それで、お話を伺って、それがいけないんじゃないんだけど、それだけ終わりではなく、もっと地道なものが必要かなと、こんなふうに思います。

ちょっと手前みそになりますが、私、佐久市で人権同和教育推進委員というのをやっているんですね。これで各地域に出かけて行って、人権というお話をするんですが、私はその依頼があったときは、外国人の人権というお話をさせていただいています。

それからあと、その推進委員として役所の方から、今年は3回ですね、市内で、役所の方が人を集めて場をつくってくれますので、そこでお話をするんですが、それも人権というお話をしています。

過去に行ったとき、このペーパーをもらって行って、全部配って、外国人の人権は、いや、外国人がこの地域にどのくらい住んでいるという、そこから始めて、お話をさせていただいています。だからそれが一つの方法であって、全ての皆さんにできませんけれども、いろいろな場面で啓蒙活動をする必要があると、そんなふうに思っています。

それから佐藤先生もお話しになりましたが、医療通訳の派遣ということについては非常に悩ましい問題で、私、過去、長野県国際化協会にいた時から、これを重点事業として考えている

んですが、やっぱり先立つお金というものがどうしてもネックになって、進めないんですね。これをこの機会に、今回のこういう策が変わるときに、いろいろな皆さんお集まりですから、実現できるよう具体的に考えたいと思います。

それで、これもやはり手前みその話になりますが、私、一般社団法人多文化共生センターなのという小さな組織を仲間とつくったんですね、去年の4月に。ここには中国語の話者が2名おりますので、その者がこの4月から、顔見知りの中国人から頼まれて、医療通訳で行っております。これは本当にわずかなお金を頂戴して、お車代にもならない金額でお手伝いしています。これはやがてもうちょっとシステムの的にやりたいなと思っているけれども、私、考えるに、予算の問題、そんなふうに考えています。その2つを大きく、申し上げたいと思います。

#### ○山脇座長

ありがとうございました。まだご発言いただいてない方、4人ほどいらっしゃいますが、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

#### ○前澤様

日々やっている中で、やっぱり多文化共生は、連携がすごく大切なんじゃないかなと思って活動をしているんですが、やはりそういった連携が不足していたりというところで、こうつまずきがあったりする部分もあるものですから、せっかくいろいろな団体から、今回、おみえになっているので、こういった連携ができるようにということ。

それから特に市町村が、この県の指針で動き出せる、後ろから押していただけるような、そういったものになればいいかなと思っております。

松本市で市民満足度調査をする中で、多文化共生に対する市民の意識が低いので、もう少し活動しなさいというふうなことを言われてもおります。

地域にいて、ニュースとかでは話題になっても、自分の隣のアパートの中で外国人が住んでいるというのがなかなか見えないという中で、市民の方が意識しづらい面もあるのかなと思うので、私ども外国人の方の支援、ここに力を入れてきたんですけれども、プラス地域づくりにも、そういった人材がうまく絡まっていくような仕組みというのも、どうしても必要になってくるのではないかと考えています。

#### ○山脇座長

ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

#### ○林様

実際にやってきて思うところというか、県に望むところというか、この指針に何か強く打ち出せたらいいなと思うのは、先ほどからお話出ていますけれども、一つ、医療の関係が何とかうまくいくといいなと思っていまして、過去に飯田市を会場に長野県で医療通訳の検討会をやっていただいて、その後、養成講座もやっていただいて、医療通訳のシステムを、試行錯誤しながらつくってはありますけれども、昨年度の実績が11件ということで、範囲は飯田市に限っております。多くはないんですけれども、医療機関の側にも、ぜひご協力をいただきたいなと思っております。こちらのPRも不足をしているんですけれども。

医療は、限られた、例えば飯田市なら飯田市だけで行われるものではなく、もう少し高度な医療ということになりますと、ほかの地域の医療機関にも行くということもありますので、できればそういったことが、広域的に何かシステムができるといいなというのを一つ感じていま

す。

もう一つは、今、ベトナムの方が急増しているというお話がありましたけれども、ネパールの方とか、いろいろの国の方が大勢いらして、だんだん多国籍化しているのではないかと思います。飯田市ですと、3月末で33カ国の方がいらっしゃるんですけど、ポルトガル語・中国語・タガログ語・英語の相談員はいるんですけども、ほかの言語は対応ができていない状況ですので、そういった、その多言語化の限界というか、対応しきれないところがあります。

過去にも取り組んだ経過はあるんですが、昨年、またちょっと仕切り直して、やさしい日本語に、再度、取り組んでいます。そういった視点を全体的にも広めていけるようなものがないかなと思っています。

○山脇座長

ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○丸山様

あづみの国際化ネットワークの丸山と申します。私たちは、実際に住んでいる外国人住民と一緒に活動している団体です。一緒にやっていく上で、実際のその課題として、日本語に関しては、子どもの支援に関しては、今、学校に通っている子どもというのは、日本語が本当にどんどん上手になっていますが、その両親ですね、保護者が全く日本語が通じないという、学校のご苦労というか、そういったことも、今、実際にあります。

それと生活者のための日本語教室ですけれども、私たちも地域柄、研修生が多いんですけれども、企業側で全部行きなさいといって出している企業もあれば、企業側の方で、そういうところに出ていって、いろいろな情報交換をされるのはあまり宜しくないと考えて、全然来させない企業もあるという実態があります。

それと、先ほどの農業ということですが、パンフレットにもありますけれども、私たちも会として、今、空いている農地を2カ所ほど借りまして、農業をちょっとみんなでやっています。それはどうしてかといったら、やっぱり外国の人たちが一人になってしまう時、自立していかなきゃいけない、一つの手段として何かできないかということで土づくり、それから栽培・収穫・販売というところまで、今、一緒にやっています、が。

最初は割と、そういうことも大事だからといって、言えば出てきてくれるんですが、なかなかそれが続かないんですね。野菜を作ったりってことは大変なことで、草取りもあれば、ちょこちょこ行って手入れをしなきゃいけませんということで、結局、そういう手入れなんかは日本人のスタッフがやるような感じで、収穫の時はみんな出てきてくれる感じになっていて、交流の場にはなっていますが、そこがちょっと大変かないうのがあります。

○山脇座長

よろしいですか。ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。はい、では先にお願いたします。

○飯塚様

長野県医師会の飯塚です。皆さん方から医療に関するご意見、いっぱいいただいているわけですけれども、やはり医療の現場、住んでいる方と、あるいは旅行に来た人とか、またちょっと分けて考えないといけないということがありますが。

今日のお話は、これは住んでいる方ということでもいいのかなということで、そちらに重点を

置きまして。

そういう方々が医療機関にかかる場合には、旅行者で来ている人よりは、少しくまいくようなシステムが動き始めているとは思いますが。ただ、やはり医療通訳となりますとなかなかこれ、多くの言語を話せる方を医療機関が雇ってやるとなると、なかなかちょっと大変だということで、例えば飯田市立病院なんかは、ある言語に限った方を雇っていらっしゃるというように対応していて、ほかのところは医療通訳の要望があるんだと思いますけれども。

あともう一つは、先ほど佐藤様からお話がありました支払いの問題ですね。この7ページにある救急緊急医療費損失補てん事業、これ何年も前からあるんですが。やはり、今、毎年、我々長野県医師会として資料を配付して、医療機関から申請を上げてもらって県へ上げているんですが、日本人が圧倒的に多いんです。今、外国人が増えてきているのは、やはり旅行に来て、怪我をして払わないでそのまま帰ってしまうという方が多いので、実際に定住している、その医療、日本には皆保険という非常にいいシステムがありますので、そこに入ってくださいれば、医療費がそれで困るということはないんだと思います。そこにまず入ってもらうということが一番大事なことだと思います。

それから、我々が一番その言葉と、もう一つ困るのが、その人たちがどういう生活習慣を持って生きているかということなんで、我々は普通、患者さんを見て、話を聞いて診察をするっていう、一連の流れがうまくいかないことが結構あるんですね。衣服は脱いでくれるのか、脱いでくれないのかとか、レントゲン写真を撮るのにどのように説明するのかと。そういうことも含めてやはり医療の問題というような、お金の問題もちろんですけれども、お金で解決できない問題もたくさんあります。

そういうところも含めて、また皆さん方からいろいろなご意見をいただければありがたいと思います。以上です。

○山脇座長

ありがとうございます。船橋様お願いできますでしょうか。

○船橋様

さっきの畑のことなんですけど、やっぱり私も郷土の畑、リーマンショックのときから、8家族でずっと今までやっているんですよ。やっぱり今のものは趣味として、その趣味で勉強して、未来の道具になるのではないかと思いますね。

○山脇座長

ありがとうございます。私も先ほどの資料に対して質問したいと思います。

まず、3ページの多文化共生推進月間の実施で、この予算は0となっています。全く予算がついてないということなのか、それが第一です。

それから21ページに課題の整理があって、今日も話題になっている意識づくりのところ、「生涯学習における多文化共生の推進」にかかる取り組みの検討とあるんですが、これは現指針の重点施策に上がっていると思うんですが、これまで何も実施されてないということなのか、お伺いしたいと思います。

それから3点目に22ページの、これも重点施策に絞りますが、次世代の育成で、課題として、日本語教室を設置していない学校では指導が不十分ということなんですけど、外国人児童生徒がいて日本語教室が設置していない学校がどのくらいあって、そこはどのような支援の体制があるのかなのか。それをお聞きしたいと思います。

あともう一点、最後に4点目で、右側の23ページの重点施策で、一番上ですが、人材は幅広く活躍しているが、連携していく仕組みが必要ということで、この人材というのが、今、どのぐらいの規模で出てきているのか、以上、4点、お伺いしたいと思います。

○増尾多文化共生係長（事務局）

多文化共生係長の増尾と申します。よろしくお願ひいたします。

最初にいただきましたご質問で、多文化共生推進月間の実施のポスターのところの予算額0ですけれども、特別これだけに計上している予算というのはございません。係の共通経費の中から支出をしているものでして、特別計上でないので記入しておりません。おおむね400枚程度を毎年印刷して、2万円から3万円の予算額になっています。

それから生涯学習のところですけれども、大変申し訳ございません。過去、このように指針をつくっていただいたんですけれども、なかなか他部局との連携がうまくいっておらず、検討して、その結果をここにお示しすることができなかった状況ですので、ここは大いに反省すべき点として次につなげてまいりたいと思っております。

○根橋国際課長（事務局）

ただ、長野県は公民館が非常に、全国の中でも非常に多いところございまして、その公民館活動の中で、例えば、今回、私ども、東京オリンピック・パラリンピックに向けて、中国との交流を非常に重視してやっております、中国の皆さんの文化を紹介するような講座ですとか、例えば餃子をつくる、水餃子をつくるというような講座、そういったものを公民館活動としてやっていただいているというような状況がございます。これも、言うならば一つの多文化共生の交流の一つだというふうに考えれば、ここにはあえて載せてはおりませんけれども、そういった活動は広く県内で行われていることは事実でございます。

○増尾多文化共生係長（事務局）

続きまして、児童・生徒の日本語教育の件ですけれども、実は、次回、7月に日本語教育をまとめてやらせていただこうと思っております、数字を精査しておりませんので、次回のときに改めてご提示させていただければと思っております。申し訳ありません。

それから最後に23ページの、人材は県内で幅広く活躍しているが、県と連携した事業に協力いただく仕組みが必要というところなんですけれども、このバイリンガル養成講座につきましては、資料の16ページのところで事業の実施の経過、それから結果のところを載せていただいております。このように、平成26年から平成28年までかけまして、バイリンガルの方に日本語指導者として日本の生活の違いとか、それから指導の仕方とか、模擬的な日本語教室の実施等行ってきまして、現在、各地の日本語教室、もしくはそれを生かした職業についていらっしゃるということをお聞きしておりますが、なかなか、県と常にリンクしているという状態ではないので、今後、この人材を、県として連携して、事業に積極的にご協力いただく仕組みをつくっていかうと思っております。

○山脇座長

どうもありがとうございました。

ウ 指針見直しの方向性について

○山脇座長

それではもう一つの議題に移りたいと思います。既に皆さんの本日のご意見の中で今後の方向性に関してのご発言が既に出ているんですが、事務局でこの指針見直しの方向性について、資料を用意していただいていますので、そちらのご説明をいただきたいと思います。

○根橋国際課長（事務局）

それでは、今、ご説明させていただきました、多文化共生推進指針の改定についてという資料の一番最後のページでございます。33ページ、34ページでございます。

今回、新たな改定の方向、見直しにつきましての、まずは現在の状況ということで、改定の背景をここに提出させていただきました。

先ほどの山脇先生のご講演の中でも、現在の状況というのはご説明をいただきましたので、この辺については割愛をさせていただきますけれども、1点だけ、長野県といたしましては、2018年の3月に新たな総合計画としまして「しあわせ信州創造プラン2.0」を策定をいたしましたけれども、その重点政策の一つとして「誰にでも居場所と出番がある県づくり」、こういったものを掲げまして、多様性を尊重する共生社会づくり、こういったものを目指していくということが掲げられている、この点についてご説明をさせていただきたいと思います。

1枚おめくりをいただきまして、34ページをご覧くださいと思います。

これにつきましては、今回、改定に当たりましてその方向性、どんな方向性でというのを、全くまっさらなところから皆様に、本当であればご討議いただくということだと思いますけれども、そうすると議論のスタートラインがなかなかわかりづらいということもございますので、私どもとして、とりあえずその原々案と申しましょうか、こういった考え方というのを、一つご提示をさせていただいたものでございます。

左側につきましては、現在の指針につきましての状況でございまして、今後の方向性といたしまして、この現在の指針の反省を生かしながら、これからの共生社会に向けた環境整備を加速する上で、この四角で囲みをさせていただきました、特に将来にわたって外国人から選ばれる地域、また、外国人がいきいきと暮らして、その能力を最大限に発揮できる地域、そういったものの創造を目指していったらいかがかということが、私どもとしての今回の方向性として、原案として出させていただくものでございます。

それに基づきまして、今後の検討の方向性としては、暮らしやすい地域社会づくりではこのような事業、また、生活環境の改善、日本語教育、外国人の児童生徒等の教育等の充実、こういったものを重点として実施していったらいかがかと。

また、今回、長野県といたしましては、この多文化共生推進指針を、生活者としての外国人の皆様をどういった形で地域に迎え入れるのか、という形での指針とさせていただきたいと思っております、その車の両輪といたしまして、労働者としての外国人の皆様をどのように長野県でお迎えし活躍いただけるのか、その点につきましては、産業労働部の方で、今年度「外国人材受け入れ方針」というものをつくる予定としておりまして、この私どもの今回の改定の指針と「外国人材受け入れ方針」、この2つをもって、長野県としての外国人の受け入れのための指針というような形で、両輪でスタートさせていけたらというふうに考えているというのが状況でございます。事務局から以上でございます。

○山脇座長

ありがとうございました。今、最後にご説明のあった、「外国人材受け入れ方針」というのは今回の多文化共生推進指針ともかかわってくるものもあるかと思えます。例えば、4月から「特

定技能」による外国人労働者の受け入れが始まっていますが、そういった形の受け入れに関連してのお話なのか、あるいは長野県内の企業からの要望なども入れていくものなのか、もし、もう少し情報があればお知らせいただけますか。

○根橋国際課長（事務局）

今、山脇座長のほうからもお話がございましたとおり、この「外国人材受け入れ方針」につきましては、今回の入管法の改正に伴いまして、今後、長野県に労働者としての外国人の方が多くお見えになることが予想されますので、その部分に特化した形での受け入れの方針というふうにすると聞いております。それも特に企業側、経営者側の皆様方、また労働者側の皆様方のご意見も参考にしながら、長野県として、そういった労働という部分に特化した形の方針、という形で策定する方向だというふうに伺っております。

○山脇座長

そうすると、外国人労働者の就労環境などもここに入ってきますか、そういう環境の整備といたったことが。

○根橋国際課長（事務局）

今回の法務省から出されている基本方針でもございますとおり、今の実習生の部分での課題というのも浮き彫りになっている中で、基本方針の中で、例えば日本語学習ですとか、外国人労働者の相談ですとか、そういったことを実施するということが基本方針の中でもうたわれておりますので、もちろんそういった部分について、今回、「外国人材受け入れ方針」の方ではうたわれてくるものだというふうに思っております。

○山脇座長

どうもありがとうございました。それでは、残り時間があとわずかですが、今回、指針の見直しの方向性に関しましてご意見をいただきたいと思っております。

君島様、まだご発言がなかったかと思っておりますけれども、もし何かございましたらいかがでしょうか。

○君島様

最近、多文化共生くらしのサポーターとして、学校でのいじめの問題が多くなってきております。さっき丸山さんがおっしゃったように、児童・生徒は日本語がだんだん上手になっているんですけども、保護者の方がなかなか日本語が上達できなくて、学校と、うまくコミュニケーションが図れないんですね。だからいろいろなトラブルとか、いろいろな問題が起きてくるんですね。

なので、その保護者のための日本語教育が大事になってきているんじゃないかなと思っております。本当に何とかしていただきたいです。

○山脇座長

いじめの問題というのは、外国人児童生徒がいじめを受けたときに、その保護者とのコミュニケーションが大事になってきますけど、そこがうまくいかないということでしょうか。

○君島様

はい。学校とその保護者との間のコミュニケーションがうまくいかなかったり、あとはその

学校でのいろいろな、日本の学校の知識があまりなくて、なので、何ていうんですかね、話がかみ合わないというか。

○山脇座長

以前よりも最近の方が、そういった問題が大きくなってきているということでしょうか。

○君島様

そうですね。で、幾つかの相談窓口も紹介したりはするんですけども、やはり日本語の面ではちょっと困っているの、なかなか自分から相談することもできず、いつも日本語ができる人に頼っていることしかできないですね。

○山脇座長

ありがとうございます。ほかの方、いかがでしょうか、ほぼ皆さんご発言を一度はいただいていると思いますので、新たに、今後の方向性に関してご意見あればいただきたいと思います。はい、どうぞ。

○佐藤様

今の保護者の方の日本語というのはあったんですけど、実際には保護者というよりも生活、住んでいる方、全体への日本語教育、それをもう抜本的に考えて、体制を整えていかないといけないと思います。それはこの第2回、7月25日の方で話すとは聞いているんですが。

やはりこの外国の子どもたち、さっき日本語が上手になっていると言っていますが、実際は学習日本語は上手になっていません。ですから高校進学、高校卒業といった教育環境、とても深刻で教育の方にはつながっていない。

また、親御さんが学校とのつながりができないのは、日本語教育という、生活者への日本語教育が国として何も動いていません。ここら辺、フランスだったりドイツであったり、基本法がある国であれば、当然ビザとして、ビザの更新の際にこのテストをクリアしているか、このテストをクリアしていれば永住の資格が生じると、そういった制度が何も日本はないんです。これは、先ほど私が言ったように、基本法というものはもうこの指針の中でも訴えていくべきじゃないかと。医療のお金がない、それから労働問題、この辺も全てもう一つの、国レベルの話になってくると思うので、申し上げました。

○山脇座長

ありがとうございます。ほかはいかがでしょう。はい、どうぞ。

○根橋様

今後の方向性、ご説明いただきましたが、おそらくこういった視点、入っていると思うんですが、お願いをいたします。

ここに、国・市町村・NPO等の関係団体との連携強化と記載してあります。この部分いまだ一度、先ほども申し上げましたが、各関係機関の役割を整理して、その見える化をしながら、ただの連携に終わらず、ともに努力、協働の視点も、盛り込んでいかなければならないと思いますし、一方通行では絶対、実現できない共生だと思っておりますので、その辺の視点も大事にしていきたいと考えます。

また、暮らしの中に、労働の視点もありますので、働く視点と暮らしの視点とがばらばらに



ならないような取り組みが必要ではないかと思えます。

#### ○山脇座長

ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。ございませんか。よろしいですか。では、3番目の議題も、これをもちまして終了にさせていただきたいと思えます。

本日の議題を全てクリアすることができましたが、限られた時間の中で様々なご意見をいただいたかと思えます。いろいろな課題のご指摘があったかと思えますが、本日の議論の中では特に医療、医療通訳の課題、それからあと学校における受け入れといったところが多く取り上げられたかと思えます。

あと日本語教育の課題、そしてまた農業が話題になったり、コスト負担といったこと、それから労働者を雇用する企業の意識といったことのご指摘もありました。さらに、この課題を抜本的に解決する上で、国が体制整備を進めるべきというご指摘もあったかと思えます。

私も先ほどの話の中で、国と県、それから市町村の連携というお話をさせていただきました。国が12月に総合的対応策を示して、その中で目玉事業として、全国にワンストップの総合相談センターを100カ所開設するという事業が打ち出されていますけれども、その中で11言語で対応していく話になっています。

今日も少し多言語化の話が出ましたけれども、地域において、特に市町村レベルで11言語に対応するのは、かなり困難なことだと実際には思いますし、そういった意味で、そういった市町村を都道府県がサポートする役割があるのではないかと思いますし、そしてまた突き詰めれば、そういった県をさらに国が支えていく必要があると思えます。特にいわゆる少数言語に関しては、国が積極的にそういった通訳・翻訳のインフラをつくり、それを都道府県が活用して、市町村をサポートしていくという体制をつくっていくことが、今後必要になるかと思えます。そうした意味で、やはり県が今回の指針に取り組む上でも、やはり国の動向に着目し、そしてまた、場合によっては国に対して積極的に言うべきことは言うていく、そういったことも必要ではないかと感じました。

本日、5年前の第一次指針づくりの委員会のことを思い出していました。多分、前回の委員会にマスコミはほとんど来ていなかったと思えます。今回、複数のマスコミの方々がいらして、しかも、普通、会議の最初だけ来て撮影して帰っていかれる場合が多いんですけども、今回、皆さん誰一人帰らずに最後まで残ってお話を聞いていただいたということで、やはり時代が変わったのかな、本当に、今、転機なのかなと感じています。

これから次回に向けて、今日、皆さんからいただいたご意見も踏まえて、具体的な指針づくりの作業に入っていきます。ぜひ、ここで出た課題をうまく整理して、それに対して長野県ならではの解決策を見出して、それを指針の形に整理して、長野県の第2次指針が長野から全国に、メディアの皆さんに発信していただけるような斬新な指針が出せればと思えました。

それでは、これをもちまして本日の審議を終えたいと思えます。進行を事務局にお返しいたします。

## 4 その他

#### ○春原企画幹（事務局）

山脇様、ありがとうございました。事務局から何かありますか。

#### ○根橋国際課長（事務局）

先ほど飯塚先生からご照会のありました県内の事業所数でございますが、時点は若干違いますが、労働局では、その平成30年10月現在のものがなく、時点は違いますが、平成28年の経済センサスによりますと、長野県内の事業所数は10万7,916事業所ございました。よろしくお願いたします。

○飯塚様

ありがとうございます。ではその中の3,000数社という理解でよろしいですか。

○根橋国際課長

はい。

○山脇様

ありがとうございました。

## 5 閉 会

○春原企画幹（事務局）

それでは、以上になりますけれども、次回につきましては、7月25日を予定しておりますので、お忙しいとは存じますが、よろしくお願いたします。

皆様には、長時間にわたり、熱心にご議論いただきまして、誠にありがとうございました。以上にて終わらせていただきます。どうもありがとうございました。